あきる野市ホームページ広告掲載取扱基準

　（趣旨）

第１条　この基準は、あきる野市（以下「市」という。）がインターネット上に公開するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（市ホームページ上に掲載した広告画像で、指定したホームページにリンクさせることができるものをいう。以下「広告」という。）の取扱いについて、あきる野市広告掲載取扱要綱（平成２２年あきる野市通達第３９号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（広告の範囲）

第２条　市ホームページに掲載できる広告は、要綱第３条の規定によるものとする。

２　前項の規定は、掲載の決定を受けた広告からのリンク先として、当該広告の所有者（以下「広告主」という。）が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」とい

　う。）及び広告主のホームページにおいてリンクしているものの内容についても適用する。

　（広告の掲載場所等）

第３条　広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとする。

２　広告の掲載位置及び枠数は、市長が別に定める。

　（広告の規格）

第４条　広告の規格は、次のとおりとする。

　（１）　大きさ　天地５０ピクセル　左右１５０ピクセル

　（２）　情報量　１０キロバイト以内

　（３）　情報形式　ＧＩＦ形式（アニメーションを除く。）

　（４）　表示形式　静止画（点滅を除く。）

　（５）　利用者が、市ホームページの内容の一部であるかのように誤認するおそれがないもの

　（６）　デザイン、色彩等は、障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないもの

　（広告枠の貸付け）

第５条　広告枠は、予定価格を設定した一般競争入札で決定した広告代理店（以下「広告取扱事業者」という。）に一括して貸し付けるものとする。

　（広告の募集）

第６条　前条の規定による一括貸付けを受けた広告取扱事業者は、市との一括貸付けの契約締結後、広告を募集するものとする。

　（広告掲載の申込み）

第７条　広告掲載の申込みは、あきる野市ホームページ広告掲載申込書（様式第１号）により広告取扱事業者が行う。

２　広告取扱事業者は、希望により、第５条の規定による一括貸付枠を超えて広告掲載の申込みをすることができるものとする。

　（広告掲載の決定通知）

第８条　広告掲載の決定通知は、あきる野市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第２

　号）により行うものとする。

　（広告の掲載料）

第９条　広告取扱事業者が市に納付する広告掲載料は、第５条の一般競争入札の落札金額とする。

２　広告取扱事業者が、第７条第２項の規定により一括貸付枠を超えた広告の掲載を希望する場合は、落札金額を基に割り出される１枠の月額単価相当額を市に納付しなければならない。

　（広告の掲載期間）

第１０条　広告の掲載期間は１月を単位とし、掲載可能期間は最長１２月とする。

　（広告内容の責任）

第１１条　広告の内容及びリンク先に関する責任は、広告主が負うものとする。

　（広告の取消し）

第１２条　要綱第８条第３号に規定する広告を掲載することが適当でないときは、次に掲げるとおりとする。

　（１）　広告主のホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱第３条の規定に違反するとき。

　（２）　その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

　（広告取扱事業者の届出義務）

第１３条　広告取扱事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あきる野市ホームページ広告掲載中止・掲載内容等変更届（様式第３号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

　（１）　広告の掲載を取り下げるとき。

　（２）　広告を差し替えるとき。

　（３）　リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

　（４）　リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

　（５）　前各号に掲げるもののほか、あきる野市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

　（掲載料の還付等）

第１４条　広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その日数に応じて、日割計算により算出した金額を還付する。

２　前項に規定する減額は、暦日を単位に１２時間以上の閉鎖を減額の対象とする。ただしシステムメンテナンスに要した閉鎖時間は除く。

　（契約の更新条件）

第１５条　第６条の一括貸付けの契約は、原則として単年度契約とする。ただし、市と広告取扱事業者の双方が希望するときは、双方が合意する条件により、１年間の契約更新ができるものとし、更新は、２回を限度とする。

　　　附　則

　この基準は、平成２３年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成２５年１月７日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成２５年２月８日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、令和７年３月１４日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

あきる野市ホームページ広告掲載申込書

年　　月　　日

　あきる野市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広告取扱事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ―ＭＡＩＬ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　あきる野市ホームページ広告掲載取扱基準第７条の規定により、あきる野市ホームページに広告掲載を申し込みます。

１　掲載希望期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２　広告掲載事業者

　（１）広告掲載社名・住所等

　（２）リンク先アドレス（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　広告原稿（別紙添付）

　※データは、koho01@city.akiruno.tokyo.jpに送付すること。

４　連絡事項

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あきる野市長　　　　　　　　　　　印

あきる野市ホームページ広告掲載決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲載につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　掲載内容

２　掲載料の納入期限　　　　　　年　　月　　日

３　その他

様式第３号（第１３条関係）

年　　月　　日

　あきる野市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広告取扱事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

あきる野市ホームページ広告掲載中止・掲載内容等変更届

　あきる野市ホームページへの広告の掲載中止又は掲載内容等の変更について、次のとおり届け出ます。

中止又は変更の内容